

空き家の片付けを行う方へ 処分費用等の一部を助成します



鹿部町空き家家財道具等おかたづけ事業補助金 のお知らせ

【補助金額】

補助対象経費の2分の1に相当する額（上限10万円）

【対象となる空き家】

対象となる空き家は、補助金の交付申請時に次のいずれにも該当するものです。

- ・賃貸の用に供していたものでないこと
- ・所有者が町税等を滞納していないこと

【補助対象者】

補助対象者は、空き家の家財道具等を処分運搬及び屋内外の環境整備をする方で、次の1～5のいずれにも該当する方です。

1. 補助対象空き家の所有権を有する方又はその相続人の方
2. 町税等を滞納していない方
3. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有しない方
4. 第三者と賃貸又は売買を目的として、この補助金を受けた日から起算して2年間、補助対象空き家を空き家バンクへ登録し、又は補助対象空き家について宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者との媒介契約を締結する方
5. 過去にこの補助金の交付を受けたことがない方

【対象経費】

対象経費は、次のとおりです。

1. 家財道具等の処分に要する経費
2. 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定された特定家庭用機器の処分に要する経費
3. 補助対象空き家の敷地内の樹木の伐採及び処分に要する経費
4. 上記1～3の処分に係る運搬に要する経費
5. 上記1～4の処分及び運搬の委託に要する経費

詳細は町公式HPをご覧ください、下記問合せ先へお問い合わせください。

【問合せ先・応募先】

鹿部町役場 企画振興課 企画振興係（Tel 01372-7-5297）

